

◆ 主な意見

発言者	発言内容
事務局	開催宣言。
事務局	新任委員紹介。(山口委員、永井委員)
事務局	前回の質疑事項について別紙1、別紙2-1~2に基づき説明。
田中会長	あいさつ
事務局	<p style="text-align: center;">議事</p> <p>「平成22年度地域密着型サービス事業所の募集結果及び選定について」について、資料1~資料3、参考資料1-1~2、参考資料2に基づき説明。</p>
田中会長	<p>何か質問、意見はあるか。事務局に伺いたいのだが、資料8ページの認知症対応型通所介護事業所は単独型にあたり、ほかの施設との併設型ではないが、食堂兼機能訓練室や浴室等については問題ないと思うが、トイレの便器がひとつしかない。国や市の基準に照らしてみて、トイレはひとつでいいのか。もし、トイレの数が法的にはひとつでも可である場合、12名の定員であるが、利用者は男女混合していると思うので、高齢者であっても、トイレが男女共用であるということは、運営上、困難を伴うのではないか。</p>
事務局	<p>国や市の基準では、トイレの設置数について、特段の定めはない。だが、定員12名に対してトイレが一箇所というのは、不足気味であると思うので、事業者との協議の段階で指導していく。</p>
近藤委員	<p>この事業所では、厨房設備がないようだが、食事はどこで作るのか。また、この事業所で食事をつくるとするなら、調理員用のトイレが必要なはずだが、このひとつしかないトイレを共用するのか。</p>
事務局	<p>認知症対応型通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所においては、食事を外注することも可能であるし、事業所内で調理員ではなく、職員が調理もしくは職員が利用者と一緒に調理することも可能である。</p> <p>職員が調理もしくは、職員と利用者が調理するとしても、認知症対応型通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所については厨房設備や職員専用トイレの設置は法的な義務付けはない。</p>
近藤委員	<p>事業所内キッチンで調理するかもしれないということか。職員専用トイレもないのは、運営上、困難を伴うと思われる。</p>
永井委員	本日の議事の「地域密着型サービス事業所の募集結果及び選定について」

	であるが、市が事業所を選定したことであるが、事業所を開設後、経営が困難となり、事業所を廃止するような事態に陥らないために、市は決算報告等の提出を求めているのか。事業所が廃止となるような場合の我々委員の責任はどのようなものであるのか。
田 中 会 長	この委員会は、地域密着型サービスの事業所を市が募集し、それに対して事業者の応募があった場合、市が選定した事業者について、委員の意見を具申する場であり、意見に強制力は無いが、市が事業者にその意見を伝え、反映させるためにあるものである。事業所開設後は、事業所と当委員会の関連はない。
事 務 局	ただいまの会長の意見のとおりである。開設される事業所が利用者にとって、より良いものとなるよう、委員の意見を徴するための委員会であり、選定された事業所の決算等を報告し、経営状況について審議するようなことは本委員会の目的ではない。事業所指定後は、適切な運営等がなされているか、市が監査・実地指導等を通じて指導している。実際、選定された事業所が数年後、事業を廃止するような場合もあるが、市としてはそのような状態に陥らないよう指導していく。
永 井 委 員	開設後は行政が責任を持って指導していくということであり、我々に責任は及ばないということか。
事 務 局	そうです。
田 中 会 長	過去の委員会でも採算が合わず、事業を廃止したいという報告がされたこともある。
	他に質問、意見はあるか。(質問等なし。)
	その他
田 中 会 長	他に何かあるか。事務局から何かあるか。
事 務 局	次回の委員会の開催予定（11月頃）を説明。
田 中 会 長	閉会

以上